

2016 年 8 月 31 日

東京都在住 1 年生・保護者各位

中央大学高等学校事務室

東京青少年育英奨学基金 募集のお知らせ

東京都在住の 1 年生を対象に給付奨学金（返還不要）募集についてご案内いたします。募集要項をお読みいただき、奨学金を希望される方は至急事務室に必要書類を取りに来て下さい。申請手続の流れについては下記の通りとなりますのでご確認ください。

この奨学金は全体で 8 名程度採用予定ですが、返還義務がないため世帯の家計状況、生徒本人の学業成績などを審査し、厳しい選考になると思われます。

本校からの希望者が 2 名以上の場合、校内選考を行い本校推薦者 1 名を決定します。校内選考で本校推薦者に選ばれても希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この奨学金に関するお問い合わせは事務室までお願いします。

記

申請手続について

- 1.申請希望者は「申請書」を至急事務室に取りに来る。
- 2.募集要項「4. 応募の手続き」(1)(2)(5)を事務室に提出する。《9 月 23 日（金）厳守》
- 3.希望者 2 名以上の場合は先生による校内選考を行い、本校推薦者 1 名を決定し通知する。《9 月 30 日頃まで》
- 4.本校推薦者は成績証明書と在学証明書を事務室に申請する。（手数料 200 円）
- 5.事務室が申請書類一式を調べて、締め切りまでに基金に提出する。

以上

<お問い合わせ先>
中央大学高等学校事務室
TEL : 03-3814-5275

公益信託 東京青少年育英奨学基金
平成28年度奨学生募集要項

本基金は、健全な青少年の育成を目的として、高校生の学資困窮者を支援するために東京育英会を委託者として設定されたものです。

奨学金を希望される方は、下記の募集要項を熟読のうえ、応募して下さい。

1. 出願資格

- (1) 東京都に在住し、東京都内の全日制高等学校1年次または定時制高等学校2年次に在学していること。**中大高は全日制と同じ扱いで1年生のみの募集です。*
- (2) 学業成績優秀、品行方正で、かつ学資に困窮していること。
(他の返還義務のない各種奨学金を受ける者は、当基金に出願できません。)

2. 奨学金の額等

- (1) 奨学金の額は、月額20,000円とする。
- (2) 給付期間は、平成28年4月から正規の最短修業年限の終期までです。
- (3) 奨学金は、毎年7月、1月の一定日に6ヶ月分を合わせて、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振込みます。(但し、初回は1月に1年分をまとめて振込みます。)

3. 採用人数

8名程度とします。**本校からの推薦は1名といたします。*

4. 応募の手続き

書類提出 9月23日(金) 最寄です。

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を高等学校の学校長を経由して、平成28年10月14日(金)までに当基金に郵送により提出してください。

- (1) 奨学生願書(様式1号)
- (2) 履歴書(様式2号)
- (3) 学校長の推薦書(様式3号)
- (4) 全日制高等学校: 1年次1学期の学業成績証明書及び在学証明書
~~定時制高等学校: 1年次の学業成績証明書及び在学証明書~~
- (5) 年間収入を証明する書類(家族状況の「年間収入欄」に記載した全員)

5. 選考及び決定

4.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮った上、採否を決定し、平成28年11月末頃に、在籍する高等学校の学校長を経て本人に通知します。

6. 学業成績証明書及び在学証明書の提出

奨学生は、毎学年終了後、学業成績証明書及び在学証明書（卒業時は卒業証明書）を当基金に提出して下さい。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は直ちに当基金に届け出て下さい。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (3) 親権者の氏名・住所等に変更があったとき。
- (4) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止します。

9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることがあります。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 退学又は正当な理由がなく休学・転学したとき。
- (6) 虚偽の申請をしたとき。
- (7) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はありません。ただし、虚偽の申請等の不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがあります。

11. 関係書類の郵送先及び照会先

＜公益信託 東京青少年育英奨学基金 事務局＞

〒100-8212

東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部

公益信託課 東京青少年育英奨学基金担当

TEL: 0120-622372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX: 03-6214-6253

✉: koueki_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入下さい。)

直接問い合わせを
しないで下さい。
不明な点は事務局に
問い合わせをして
下さい。